

監査報告書

学校法人 桐蔭学園

理 事 会 御中

令和5年5月26日

学校法人 桐蔭学園

監事 飯 塚 良 成

監事 野 澤 康 隆

私たち、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人桐蔭学園寄附行為第14条の規定に従い、学校法人桐蔭学園の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日）の学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行うにあたり理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取するとともに、EY 新日本有限責任監査法人から私立学校振興助成法に基づく監査の状況について説明を聴取するなど、本学校法人の業務及び財産の状況について意見を述べるにあたり必要と認めた監査を行った結果、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められず、いずれも適正に行われていることが認められました。

また、令和4年度においては、令和3年8月27日付けで横浜北労働基準監督署から是正勧告書を受領したことを踏まえ、適正な人事労務管理を確保するための体制整備・運用状況について監査を実施いたしました。

課題としては、現状、中等教育学校・高等学校事業場において、36協定の締結ができておらず、学園側は雇用主として教職員に時間外業務を行わせるには過半数代表者と36協定を締結する必要があるので、過半数代表者に対して締結を促すなどの努力を今後も継続するとともに、その締結ができていないことの説明責任を果たすために、理事会・評議員会で定期的に交渉状況を報告することが求められます。

また、是正勧告書において、適切な方法により労働者の労働時間管理の状況を把握していないとの指摘を受けていることから、監査において令和4年10月分の打刻状況を確認したところ、一部打刻漏れ等の不備が発見されたので、是正勧告も踏まえた適切な労働時間管理の定着が求められます。

監査での気付き事項として、人事労務部は、これまで組合対応などの管理面に力点が置かれていましたが、財政再建計画への取り組みや今後の環境変化を考慮すれば、（1）教職員との待遇面でのコンセンサスを築いていく取り組みや、（2）事務職員の研修制度を充実し、能力やスキルアップを図るとともに、それらを適切に評価する人事評価制度の導入を検討する必要があるものと思料します。

以上